

令和3年3月24日
神戸税関業務部

関係者各位

お 知 ら せ

炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税について

本日、「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和3年政令第65号）」が公布されました。

この政令は、大韓民国（以下「韓国」という。）産炭酸二カリウムについて、不当廉売関税の課税を求める申請書の提出を受けて実施された調査において、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、暫定的な不当廉売関税を課するものです。

今後、本年3月25日から7月24日までの間、韓国産炭酸二カリウムに対して、暫定的な不当廉売関税が課されることとなります。

つきましては、下記を参照のうえ、適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

なお、本件に関してご不明な点等がございましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第1部門へ照会願います。

記

1. 課税物件

関税率法別表第2836.40号に掲げる物品のうち韓国産の炭酸二カリウム

2. 暫定的な不当廉売関税率

30.8%

3. 適用期間

4ヶ月（本年3月25日から7月24日まで）

以 上

【本件に関する照会先】

業務部通関総括第1部門

電話番号：078-333-3086